

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和2年2月14日から同年6月15日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和2年2月14日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ハイパーモールメルクス綾羅木
所在地 下関市綾羅木新町三丁目2番1号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マルハニチロ株式会社	東京都江東区豊洲三丁目2番20号	伊藤 滋

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社マルハニチロ水産	東京都江東区豊洲三丁目2番20号	伊藤 滋	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
マルハニチロ株式会社	東京都江東区豊洲三丁目2番20号	伊藤 滋	平成26年4月1日 名称変更

4 届出年月日

令和2年2月3日